

「場の多様性」と「場の中の多様性」のジレンマ…共生社会の条件とは?

伊田 勝憲(本学教職研究科教授 臨床教育学、教育心理学)

中央教育審議会の特別委員会で「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が出されたのは2012年でした。2006年に国連で採択された「障害者権利条約」に基づき(日本の批准は2014年)、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みを構築し、障害のある者が排除されないことが理念として掲げられたわけです。

その後、2022年度までの10年間で、特別支援学級在籍児童生徒の割合は、1.6%(16万4千人)から3.7%(35万3千人)へと2倍強に増加しました。上記の「共に学ぶ仕組み」からは遠ざかっているように見える数字です。実際、2022年8月には、条約批准後初めてとなる国連の障害者の権利に関する委員会による審査があり、現状が「分離された特別教育」であるとの懸念が示されました。

学校基本調査等の統計を見ると、小学校入学時には通常の学級に在籍しているながら、学年進行とともに途中で特別支援学級に転籍するケースが低学年を中心に関数あります。例えば、2024年度の小学1年生は、特別支援学級在籍児童数が38,545人でしたが、2025年度に小学2年生になると47,194人へと増えています。実際には双方向の出入りがあるとしても、通常の学級から見て8,649人の転出超過です。

関連して注目されるのが、文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)」です。例えば、学習面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小学1年の9.1%が最も高く、小学6年で6.4%、中学1年で4.1%、中学3年で2.9%まで減少します。学習内容は学年が上がるほど難しくなるはずで、「著しい困難」が減るのは一見すると不思議です。しかし、調査名称の冒頭に「通常の学級に在籍する」とある通り、特別支援学級に転籍すると、分母から(もちろん分子からも)抜けることになります。すなわち、低学年時に

通常の学級で著しい困難に直面していた児童が、その後、特別支援学級に転籍した結果「見かけ上の減少」が生じたと読みます。仮に本人や保護者が希望しての転籍であっても、通常の学級に包摂できなかった点では構造的な「排除」という側面を否定できません。

この10年間は、学習指導要領改訂のタイミングでコロナ禍も重なり、また、教員の世代交代が一気に進んで「教員不足」問題が深刻化した時期です。余力を奪われた学校現場の状況は、障害者差別解消法が法的義務として規定する「合理的配慮」の提供にあたっても、その内容に大きく影響していると想像します。

ちなみに、通常の学級から特別支援学級への転籍(転出超過)人数は、低学年時(小1→小2)に比べて高学年時(小5→小6)になると約9分の1の規模に減ります。それでも、先に述べたように、通常の学級において学習面で著しい困難を示す割合の減少は学年進行とともに続きます。ここでもう1つ注目したいのは、高学年になると、「不登校」をはじめとする「長期欠席」が増えることです。実際、不登校のきっかけとして学習面での困難を挙げる割合は各種調査で25%前後ありますので、実数にして各学年で数千人規模になります。本人は著しい困難を感じていても、調査時に教室にいないことで回答に入っていないおそれがあります。

特別支援学級への転籍と同様に、不登校等の長期欠席もまた、構造的な「排除」という側面を見る必要があるかもしれません。学びの多様化学校(不登校特例校)や校内教育支援センターなど、学びの「場」の選択肢は広がりつつも、一方では、通常の学級内における児童生徒の多様性が失われていることになります。私たちは、共生社会をいつどのように実現していくら良いでしょうか。棲み分けと相互理解の間を行き来し、時に俯瞰しながら、教職大学院の場で一緒に考えてみませんか。